

令和2年11月20日更新

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

令和元年12月

内閣府男女共同参画局

1. 目標

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、国の審議会等における女性委員の割合について、次の目標を設定している。

項目	現状	成果目標(期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	36.7% (平成27年)	40%以上、60%以下 (令和2年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	24.8% (平成27年)	30% (令和2年)

2. 調査結果

令和元年9月30日現在の国の審議会等^{注1}における女性委員の参画状況に関する調査結果は以下のとおり(〔 〕内は、平成30年9月30日現在の状況)。

(注1) 国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく国の審議会等をいう(調査時点において、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命過程にあるもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。)

《審議会等の委員について》

- ① 国の審議会等委員1,825人のうち、女性は723人で、女性委員の占める割合は39.6%〔1,805人のうち678人、37.6%〕となり、昨年に引き続き上昇し、本調査開始以降、最高値となった(表1)。
- ② 女性委員が登用されている審議会等は全123の審議会のうち121で、全体の98.4%〔122のうち119、97.5%〕である(表1)。女性委員が登用されていない審議会は、検察官適格審査会及び臨時水俣病認定審査会である〔検察官適格審査会、総合資源エネルギー調査会及び臨時水俣病認定審査会〕。
- ③ 女性委員の割合が高い府省を順番にみると、農林水産省(44.6%)、消費者庁(42.9%)、外務省(42.9%)、財務省(42.4%)、総務省(41.9%)、厚生労働省(41.8%)、文部科学省(40.8%)となっている(表2)。また、平成30年9月30日現在と比べて女性委員の割合が4ポイント以上増加したのは、厚生労働省(4.9ポイント増で41.8%)、農林水産省(4.6ポイント増で44.6%)である。
- ④ 委員の登用方法別に委員に占める女性の割合をみると、職務指定による委員14.5%、団体推薦による委員28.6%、これら以外の委員41.7%となっており〔職務指定6.8%、団体推薦23.1%、これら以外40.2%〕(表3)、平成30年9月30日現在と比べて、職務指定による委員が7.7ポイント増、団体推薦による委員が5.5ポイント増となっている。
- ⑤ 女性委員の割合が40%以上60%以下の審議会等は123のうち79で、

全体の 64.2%である (表 4)。

- ⑥ 会長が女性の審議会の数 は 5 で、公文書管理委員会、恩給審査会、文部科学省国立研究開発法人審議会、防衛施設中央審議会及び防衛人事審議会である〔5 審議会：規制改革推進会議、消費者教育推進会議、恩給審査会、防衛施設中央審議会及び防衛人事審議会〕。

《審議会等の専門委員等^{注2}について》

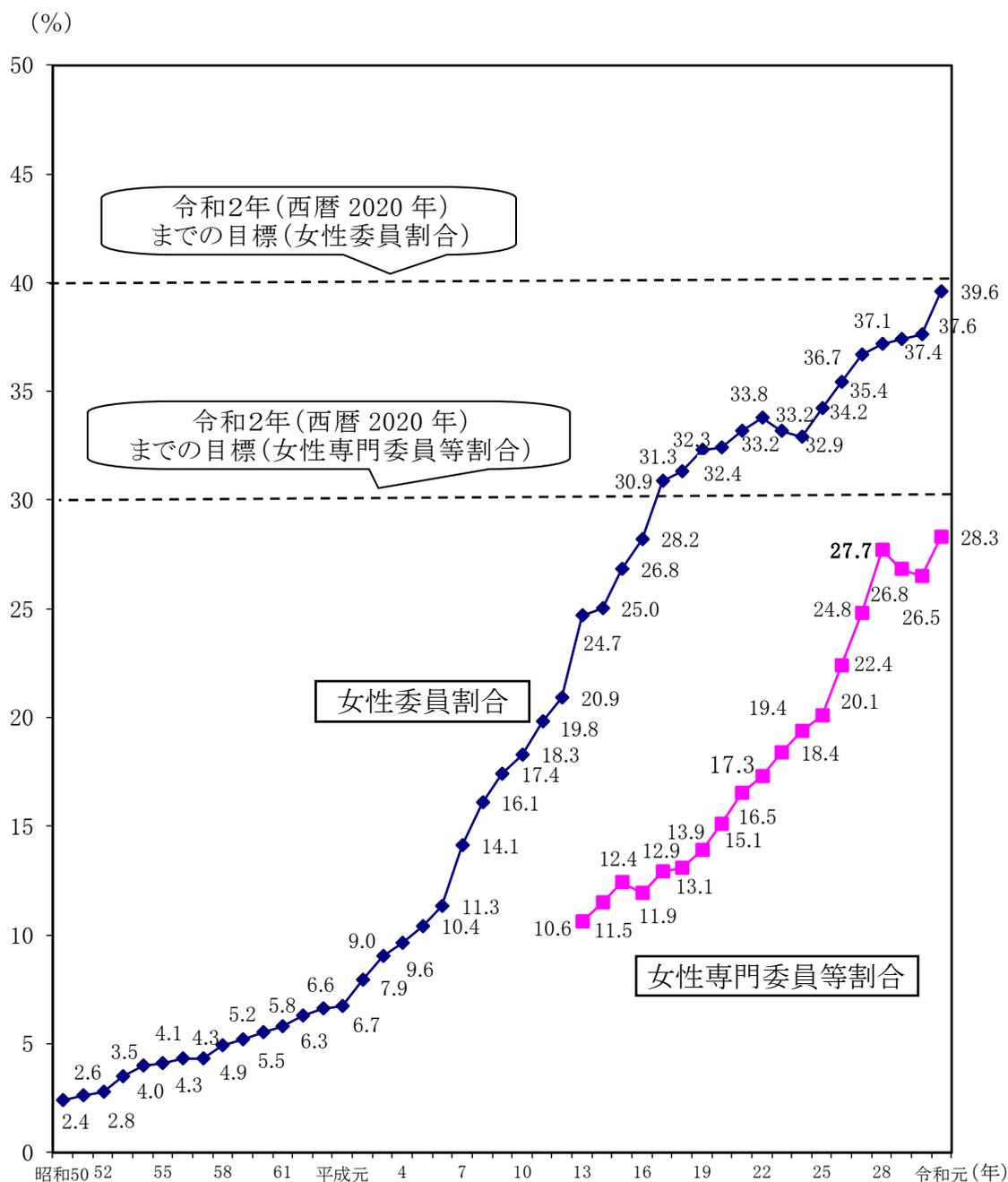
- ① 国の審議会等における専門委員等 7,824 人のうち、女性は 2,213 人で、女性委員の占める割合は 28.3%である。〔8,100 人のうち 2,150 人、26.5%〕 (表 1)。
- ② 女性の専門委員等が登用されている審議会等は、専門委員等が置かれている 70 の審議会等のうち 65 で、92.9%である〔72 審議会等のうち 68、94.4%〕 (表 5)。
- ③ 女性の専門委員等の割合が高い府省を順番にみると、消費者庁 (36.9%)、財務省 (33.7%)、厚生労働省 (32.8%)、総務省 (32.4%)、内閣府 (30.7%)、経済産業省 (30.2%) となっている (表 5)。
- ④ 女性の専門委員等の占める割合が 30%以上の審議会等は 40 で、専門委員等を有する審議会等のうち 57.1%である。

(注 2) 専門委員等とは、臨時委員、特別委員及び専門委員を指し、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

表 1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

調査時点	審議会 総数	女性委員 を含む 審議会数	女性委員 を含む 審議会の 割合(%)	委員総数 (人)	女性 委員数 (人)	女性委員 の割合 (%)	専門委員 等総数 (人)	女性の 専門委員 等数 (人)	女性の 専門委員 等の割合 (%)
昭和 50 年 1 月 1 日	237	73	30.8	5,436	133	2.4			
55 年 6 月 1 日	199	92	46.2	4,504	186	4.1			
60 年 6 月 1 日	206	114	55.3	4,664	255	5.5			
平成 3 年 3 月 31 日	203	154	75.9	4,434	398	9.0			
4 年 3 月 31 日	200	156	78.0	4,497	432	9.6			
5 年 3 月 31 日	203	164	80.8	4,560	472	10.4			
6 年 3 月 31 日	200	163	81.5	4,478	507	11.3			
7 年 9 月 30 日	207	175	84.5	4,484	631	14.1			
8 年 9 月 30 日	207	185	89.4	4,472	721	16.1			
9 年 9 月 30 日	208	191	91.8	4,483	780	17.4			
10 年 9 月 30 日	203	187	92.1	4,375	799	18.3			
11 年 9 月 30 日	198	187	94.4	4,246	842	19.8			
12 年 9 月 30 日	197	186	94.4	3,985	831	20.9			
13 年 9 月 30 日	98	94	95.9	1,717	424	24.7	7,201	763	10.6
14 年 9 月 30 日	100	97	97.0	1,715	429	25.0	8,114	935	11.5
15 年 9 月 30 日	102	100	98.0	1,734	465	26.8	8,815	1,091	12.4
16 年 9 月 30 日	103	102	99.0	1,767	499	28.2	9,885	1,180	11.9
17 年 9 月 30 日	104	103	99.0	1,792	554	30.9	9,039	1,165	12.9
18 年 9 月 30 日	106	105	99.1	1,804	565	31.3	9,921	1,304	13.1
19 年 9 月 30 日	113	111	98.2	1,872	604	32.3	9,446	1,314	13.9
20 年 9 月 30 日	111	109	98.2	1,873	607	32.4	9,706	1,461	15.1
21 年 9 月 30 日	109	106	97.2	1,779	591	33.2	8,646	1,425	16.5
22 年 9 月 30 日	105	102	97.1	1,708	577	33.8	8,752	1,514	17.3
23 年 9 月 30 日	108	105	97.2	1,723	572	33.2	8,412	1,550	18.4
24 年 9 月 30 日	109	106	97.2	1,778	585	32.9	8,100	1,571	19.4
25 年 9 月 30 日	113	110	97.3	1,785	610	34.2	8,006	1,609	20.1
26 年 9 月 30 日	120	118	98.3	1,854	656	35.4	8,191	1,835	22.4
27 年 9 月 30 日	121	119	98.3	1,798	659	36.7	7,770	1,924	24.8
28 年 9 月 30 日	123	120	97.6	1,808	671	37.1	8,299	2,295	27.7
29 年 9 月 30 日	123	119	96.7	1,795	672	37.4	7,883	2,111	26.8
30 年 9 月 30 日	122	119	97.5	1,805	678	37.6	8,100	2,150	26.5
令和元年 9 月 30 日	123	121	98.4	1,825	723	39.6	7,824	2,213	28.3

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



※ 平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほかに試験委員が含まれている。

表2 府省別女性委員の参画状況

(令和元年9月30日現在)

府省庁	審議会数		委員数												
			職務指定			団体推薦			その他						
	女性含む	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	平成30年女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	
内閣府	18	18	225	86	38.2	37.6	16	1	6.3	40	12	30.0	169	73	43.2
金融庁	6	6	63	25	39.7	37.1	-	-	-	6	1	16.7	57	24	42.1
消費者庁	1	1	7	3	42.9	51.9	-	-	-	-	-	-	7	3	42.9
総務省	14	14	148	62	41.9	41.9	-	-	-	5	4	80.0	143	58	40.6
法務省	6	5	61	17	27.9	26.6	13	0	0.0	12	2	16.7	36	15	41.7
外務省	1	1	7	3	42.9	42.9	-	-	-	-	-	-	7	3	42.9
財務省	4	4	99	42	42.4	39.8	8	0	0.0	-	-	-	91	42	46.2
文部科学省	10	10	228	93	40.8	39.4	-	-	-	30	7	23.3	198	86	43.4
厚生労働省	18	18	352	147	41.8	36.9	2	0	0.0	52	18	34.6	298	129	43.3
農林水産省	8	8	130	58	44.6	40.0	2	0	0.0	-	-	-	128	58	45.3
経済産業省	12	12	147	54	36.7	34.0	-	-	-	2	0	0.0	145	54	37.2
国土交通省	12	12	200	79	39.5	37.8	28	9	32.1	7	0	0.0	165	70	42.4
環境省	9	8	123	42	34.1	33.6	-	-	-	-	-	-	123	42	34.1
防衛省	4	4	35	12	34.3	34.3	-	-	-	-	-	-	35	12	34.3
合計	123	121	1,825	723	39.6	37.6	69	10	14.5	154	44	28.6	1,602	669	41.8
(参考)復興庁	1	1	15	5	33.3	33.3	3	0	0.0	-	-	-	12	5	41.7

※ 復興庁の復興推進委員会は、復興庁設置法に基づく組織であり、内閣府設置法第37条及び第54条並びに国家行政組織法第8条の審議会等ではないため、参考として外数で掲載している。

表3 委員の種類別女性委員の参画状況

(令和元年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	職務指定、団体推薦
委員総数(A)	1,825人	69人	154人	1,602人
女性委員数(B)	723人	10人	44人	668人
女性割合(B/A)	39.6%	14.5%	28.6%	41.7%

表 4 女性委員の割合が 40%以上 60%以下の審議会等

(令和元年 9 月 30 日現在)

内閣府 (10/18)	外務省 (1/1)	獣医事審議会
民間資金等活用事業推進委員会	外務人事審議会	農漁業保険審査会
日本医療研究開発機構審議会	財務省 (4/4)	日本農林規格調査会
食品安全委員会	財政制度等審議会	国立研究開発法人審議会
子ども・子育て会議	関税・外国為替等審議会	林政審議会
公文書管理委員会	関税等不服審査会	水産政策審議会
衆議院議員選挙区画定審議会	国税審議会	経済産業省 (7/12)
公益認定等委員会	文部科学省 (6/10)	産業構造審議会
再就職等監視委員会	科学技術・学術審議会	消費経済審議会
退職手当審査会	国立大学法人評価委員会	日本産業標準調査会
消費者委員会	中央教育審議会	国立研究開発法人審議会
金融庁 (3/6)	文部科学省国立研究開発法人審議会	化学物質審議会
金融審議会	文化審議会	調達価格等算定委員会
自動車損害賠償責任保険審議会	宗教法人審議会	工業所有権審議会
公認会計士・監査審査会	厚生労働省 (14/18)	国土交通省 (7/12)
消費者庁 (1/1)	社会保障審議会	社会資本整備審議会
消費者安全調査委員会	厚生科学審議会	交通政策審議会
総務省 (12/14)	労働政策審議会	中央建設工事紛争審査会
恩給審査会	医道審議会	土地鑑定委員会
地方財政審議会	肝炎対策推進協議会	中央建築士審査会
国地方係争処理委員会	アレルギー疾患対策推進協議会	小笠原諸島振興開発審議会
電気通信紛争処理委員会	中央最低賃金審議会	国土交通省国立研究開発法人審議会
電波監理審議会	労働保険審査会	環境省 (2/9)
政策評価審議会	過労死等防止対策推進協議会	中央環境審議会
情報通信審議会	アルコール健康障害対策関係者会議	放射線審議会
情報通信行政・郵政行政審議会	国立研究開発法人審議会	防衛省 (3/4)
独立行政法人評価制度委員会	疾病・障害認定審査会	自衛隊員倫理審査会
行政不服審査会	援護審査会	防衛施設中央審議会
情報公開・個人情報保護審査会	旧優生保護法一時金認定審査会	防衛調達審議会
官民競争入札等監理委員会	農林水産省 (8/8)	
法務省 (1/6)	農業資材審議会	
中央更生保護審査会	食料・農業・農村政策審議会	計 79/ 123 (64.2%)

表5 府省別女性の専門委員等の参画状況

(令和元年9月30日現在)

府省庁	専門委員等を有する審議会数		専門委員等数			
		女性含む	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	平成30年女性の割合(%)
内閣府	9	7	362	111	30.7	33.0
金融庁	3	2	54	8	14.8	6.7
消費者庁	1	1	65	24	36.9	35.4
総務省	9	9	340	110	32.4	31.2
法務省	1	1	48	10	20.8	19.0
外務省	0	0	0	0	—	—
財務省	2	2	86	29	33.7	31.8
文部科学省	9	9	2,246	624	27.8	27.5
厚生労働省	7	7	1,658	543	32.8	28.0
農林水産省	6	6	339	99	29.2	21.9
経済産業省	10	10	1,085	328	30.2	27.9
国土交通省	8	8	942	247	26.2	26.2
環境省	5	3	599	80	13.4	13.1
防衛省	0	0	0	0	—	—
合計	70	65	7,824	2,213	28.3	26.5

表6 委員の種類別女性の専門委員等の参画状況

(令和元年9月30日現在)

	計	臨時委員	特別委員	専門委員
専門委員等総数(A)	7,824人	3,532人	687人	3,605人
女性専門委員等数(B)	2,213人	1,086人	148人	979人
女性専門委員等割合(B/A)	28.3%	30.7%	21.5%	27.2%

(参考1)

重要政策会議における女性議員等の割合

重要政策会議とは、内閣府設置法第18条に基づき内閣府に設置されている5つの会議（①経済財政諮問会議、②総合科学技術・イノベーション会議、③国家戦略特別区域諮問会議、④中央防災会議、⑤男女共同参画会議）のことをいう。内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を目的とし、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長として、関係大臣と有識者から構成されている。

令和元年9月30日現在の重要政策会議における女性議員等の割合は以下のとおりとなっている。

1. 女性議員・委員の参画状況

(令和元年9月30日現在)

会議名	議員・委員数 (議長・会長を含む)								
				国務大臣等*			有識者等		
	総数 (人)	女性 (人)	割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)
経済財政諮問会議	11	1	9.1	7	1	14.3	4	0	0.0
総合科学技術・イノベーション会議	15	3	20.0	8	1	12.5	7	2	28.6
国家戦略特別区域諮問会議	10	1	10.0	5	0	0.0	5	1	20.0
中央防災会議	29	3	10.3	20	2	10.0	9	1	11.1
男女共同参画会議	25	9	36.0	13	2	15.4	12	7	58.3

※内閣総理大臣又は国務大臣、関係機関（国の行政機関を含む）の長をもって充てることとされている議員・委員を指す。

2. 女性の専門委員の参画状況

(令和元年9月30日現在)

会議名	専門委員数		
	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
経済財政諮問会議	9	1	11.1
総合科学技術・イノベーション会議	58	16	27.6
国家戦略特別区域諮問会議	0	0	0.0
中央防災会議	10	2	20.0
男女共同参画会議	18	11	61.1

(参考2)

審議会等における委員等の公募の状況について

平成12年度以降の公募状況については、食品安全委員会（内閣府所管）、食料・農業・農村政策審議会、農林物資規格調査会、林政審議会、水産政策審議会、獣医事審議会、農業資材審議会、農林水産省独立行政法人評価委員会（以上農林水産省所管）の8審議会等において実績があった。

1. 平成12年度以降の公募実績

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
					女性		女性	
内閣府	食品安全委員会	専門委員	若干名	40	17	4	4	H19.7.2~H19.8.10
		専門委員	若干名	47	33	4	4	H21.6.11~H21.7.10
		専門委員	若干名	26	19	2	2	H23.6.9~H23.7.8
		専門委員	2	22	15	2	2	H25.6.4~H25.7.4
		専門委員	2	38	25	2	2	H27.6.2~H27.7.3
		専門委員	2	13	6	2	2	H29.4.26~H29.5.26
農林水産省	食料・農業・農村 政策審議会	委員	3	133	28	3	1	H12.11.17~H12.12.4
		委員	4	235	60	4	2	H14.10.8~H14.11.15
		委員	3	231	63	3	1	H17.4.26~H17.6.7
		臨時委員	4	28	4	4	0	H17.6.1~H17.6.30
		委員	2	73	20	2	1	H19.5.4~H19.6.11
		委員	4名程度	83	14	4	2	H22.7.6~H22.7.30
		委員	2名程度	25	6	2	1	H25.4.17~H25.5.7
		委員	若干名	66	9	1	1	H27.4.24~H27.5.15
	農林物資規格調査 会	委員	1	42	23	1	1	H14.10.1~H14.10.31
		専門委員	1			1	1	
		専門委員	2	32	17	2	2	H16.9.27~H16.10.26
		専門委員	1	47	27	1	1	H18.10.2~H18.10.31
		委員	1	17	11	1	1	H23.5.27~H23.6.10
		委員	1	1	1	1	1	H25.5.8~H25.5.29
		委員	1	4	1	1	1	H27.5.18~H27.6.8
	林政審議会	委員	2	23	7	2	2	H18.10.25~H18.11.24
		委員	2	28	4	2	1	H20.10.20~H20.11.17
		委員	2名程度	24	5	3	2	H24.10.11~H24.10.31
		委員	2名程度	18	10	2	2	H26.11.12~H26.11.20
		委員	2	9	3	2	2	H28.11.10~H28.11.21

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
					女性		女性	
	林政審議会	委員	2	10	2	2	1	H30.11.22～H30.11.30
	水産政策審議会	委員	4	74	16	4	2	H15.2.17～H15.4.11
		委員	3	14	1	3	0	H19.4.15～H19.5.18
		委員	3	17	1	3	0	H21.4.16～H21.5.15
		委員	3	7	0	3	0	H23.4.11～H23.5.10
		委員	3	24	4	3	1	H25.4.8～H25.5.7
		委員	2名程度	14	1	1	0	H27.4.17～H27.5.8
		委員	1	12	1	1	0	H29.4.14～H29.5.8
		委員	1	14	1	1	0	R元.5.22～R元.6.3
		獣医事審議会	委員及び 臨時委員	11	8	1	3	1
	委員及び 臨時委員		11	5	0	2	0	H24.5.28～H24.6.21
	農業資材審議会	委員、 臨時委員 及び 専門委員	11	3	2	1	0	H22.12.27～H23.1.16
		委員、 臨時委員 及び 専門委員	10	11	0	8	0	H27.1.5～H27.1.23
	農林水産省独立行政 法人評価委員会	委員	5名程度	1	0	1	0	H22.11.26～H22.12.24
		委員	4名程度	1	0	1	0	H24.11.12～H24.12.7

2. 募集方法及び選考方法

いずれの審議会等も、あるテーマに関する意見や小論文の提出を応募要件とし、府省内に設置する選考委員会等において当該意見等の内容を勘案して選考している。

(参考3)

第4次男女共同参画基本計画（抄）

平成27年12月25日
閣議決定

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
国の審議会等委員等に占める女性の割合		
審議会等委員	36.7% （平成27年）	40%以上、60%以下 （平成32年）
審議会等専門員等	24.8% （平成27年）	30% （平成32年）

3 行政分野

施策の基本的方向

行政分野について、30%目標に向けた取組を加速していくため、国は、「まず隗より始めよ」の観点から女性職員の採用・登用拡大に取り組むとともに、子育てや介護を担う職員を含め、男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスを実現する。そのため、具体的な施策として、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍促進のための改革」を進め、女性のみならず全ての職員にとって活躍しやすい職場環境の実現のためのあらゆる施策を講ずる。

地方公共団体は、子育て・教育、介護・医療、まちづくり等、住民生活に密着した行政を担っており、従来の定型化された仕組みに対し、女性の柔軟な発想が求められていること、また、既に多くの女性の採用が進んでいることから、女性職員の活躍は、地方公共団体の経営戦略上の重要な課題となっている。加えて、地域の先頭に立って民間をリードする役割も求められている。こうした観点から、地方公共団体に対して、国と同様の取組について、それぞれの実情に即して、主体的かつ積極的に推進するよう要請する。

これらを通じ、多様な人材をいかすダイバーシティ・マネジメントを進めることにより、国民のニーズのきめ細かな把握や、新しい発想による対応を可能とすることで、政策の質と行政サービスの向上を図る。

具体的な取組	担当府省
ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (イ) 国の審議会等委員等における女性の参画拡大 ① 審議会等委員に占める女性の委員の参画拡大に向けて、いまだ女性の参画が進んでいない分野に重点をおいて、女性委員登用が進まない	内閣府、関係府省

<p>要因を分析し、その解決方策を広く示す。また、各審議会の女性委員の人数・比率等について定期的に調査・分析・公表を行う。</p> <p>② 団体推薦による審議会等委員について、引き続き、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。</p> <p>③ 国の審議会等の女性委員等の人材に関して、個人情報の保護に配慮しつつ、引き続き情報提供を行う。</p>	<p>全府省 内閣府</p>
---	--------------------